

令和8年6月

お客さま各位

西兵庫信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化に向けた追加対応」に基づく預金等規定の一部改正について

平素は、西兵庫信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当金庫は「手形・小切手の全面的な電子化に向けた追加対応」に伴い、以下のとおり預金等規定を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定日

2026年（令和8年）10月1日

2. 改定内容

「手形・小切手の振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の停止」に関する規定について追記します。（下線部分が変更箇所）

変更後	変更前
当座勘定規定（一般当座口用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 第7条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたとき</u>	当座勘定規定（一般当座口用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>（追加）</u> 第7条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>（追加）</u> 第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>（追加）</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>（追加）</u> を確認してください。 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>（追加）</u>

<u>は、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>（追加）</u>
＜小切手用法＞ 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>（削除）</u>先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	＜小切手用法＞ 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。<u>（追加）</u>
＜約束手形用法＞ 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件になっておりますから、<u>（削除）</u>記入してください。	＜約束手形用法＞ 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件になっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
＜為替手形用法＞ 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>（削除）</u>記入してください。	＜為替手形用法＞ 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>（追加）</u>
貯蓄預金Ⅰ・Ⅱ型共通規定 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	貯蓄預金Ⅰ・Ⅱ型共通規定 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）<u>も</u>受入れます。 <u>（追加）</u>
通知預金規定（証書式） 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	通知預金規定（証書式） 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u>
通知預金規定（通帳式） 3.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	通知預金規定（通帳式） 3.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u>
定期預金共通規定 1.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金共通規定 1.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u>
定期積金（スーパー積金）規定 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期積金（スーパー積金）規定 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u>

3. 改定の対象となる預金等規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
- (2) 小切手用法、約束手形用法、為替手形用法
- (3) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- (4) 貯蓄預金Ⅰ・Ⅱ型共通規定
- (5) 通知預金規定（証書式）および（通帳式）
- (6) 定期預金共通規定
- (7) 定期積金（スーパー積金）規定

以上